

第2章 福島県労働委員会の沿革

昭和21年1月16日	あっせん員候補者（24名）が委嘱された。
昭和21年2月15日	労働委員（労働者委員、使用者委員、第三者委員の各5名、計15名）が知事から委嘱された。
昭和21年3月1日	福島県地方労働委員会が発足。委員会発足当時の事務局職員は、労働主管部の職員が兼任していた。 「福島県地方労働委員会運営規程（内規）」を制定し、委員会の定例総会は毎月第1木曜日に開催することとなった。
昭和21年5月16日	委員全面改選の要ありと総辞職を決議した。
昭和21年5月31日	第1期委員に改めて委嘱発令された。
昭和21年6月21日	第5回総会において、定例総会は毎月第1金曜日に開催することに改めた。
昭和22年2月15日	専任職員による事務局（定員25名）が設置された。
昭和23年4月1日	石炭特別労働委員会設立に伴い地労委事務局平出張所が開設され、事務局職員定員が38名となった。 「福島県地方労働委員会石炭特別労働委員会運営規程」を制定した。
昭和23年4月16日	全文18条からなる「福島県地方労働委員会運営規程」（以下「運営規程」という。）を制定施行した。
昭和24年7月15日	石炭特別労働委員会の廃止により地労委事務局平出張所が閉鎖され、事務局職員定数は31名に減員となった。
昭和24年8月12日	第57回総会において、定例総会は毎月第1、第3金曜日に開催することを決定した。
昭和24年11月1日	「福島県地方労働委員会の委員の報酬額、費用弁償額並びにその支給方法に関する条例」が制定施行された。
昭和25年4月1日	福島県職員定数条例の改正により、事務局職員定数が25名となった。
昭和25年11月24日	「福島県地方労働委員会事務局処務規程」（以下「処務規程」という。）を制定施行し、総務、審査及び調整の三課制となった。
昭和27年10月1日	あっせん員候補者と労働委員の兼職禁止が解かれたことにより、労働委員をあっせん員候補者に委嘱した。
昭和29年6月19日	「福島県地方労働委員会あっせん員候補者内規」（以下「あっせん員候補者内規」という。）を制定施行した。
昭和29年7月31日	運営規程の改正により、定例総会は毎月第2、第4金曜日に開催することとなった。
昭和30年4月1日	福島県職員定数条例の改正により、事務局職員定数が15名となった。
昭和30年10月28日	運営規程の改正により、定例総会は毎月第2、第4木曜日に開催することになり、昭和31年1月から実施することとなった。
昭和35年4月1日	処務規程の改正により、総務審査課、調整課の二課制に改組された。

昭和41年4月30日	労働組合法の一部改正により、労働委員会委員の任期が従来の1年から2年に延長され、第18期委員（昭和41年6月20日任命）より適用された。
昭和44年4月1日	処務規程の改正により、題名を「福島県地方労働委員会事務局規程」（以下「事務局規程」という。）に改めた。
昭和45年4月20日	あっせん員候補者内規が改正され、あっせん員候補者に商工労政事務所の所長及び労政課長の職にある者を新たに追加した。
昭和45年10月3日	労働関係調整法第37条による争議行為予告の受理事務について、商工労政事務所長に補助執行させることとなった。
昭和50年4月1日	事務局規程を改正し、事務局次長及び課に課長補佐の職を設置した。
昭和53年4月1日	行政機構改革により、会津若松商工労政事務所で所掌していた南会津管内の商工労政事務を南会津行政事務所が司ることとなった。
昭和53年4月27日	あっせん員候補者内規を改正し、南会津行政事務所長と同商工労政課長の職にある者をあっせん員候補者に加えた。また、労働関係調整法第37条による争議行為予告の受理事務について、南会津行政事務所長に補助執行させることとなった。
昭和56年3月26日	運営規程を改正し、定例総会は毎月第2及び第4火曜日の2回開催することとしたが、当日の定例総会の申し合せにより、次回総会から第4火曜日の月1回開催日とした。
昭和62年4月1日	あっせん員候補者内規を改正し、委嘱すべき者の中から商工労政事務所の労政課長と南会津行政事務所の商工労政課長を除くこととなった。また、これらの改正に合わせて、題名を「福島県地方労働委員会あっせん候補者の委嘱等に関する内規」に改めた。
平成3年4月1日	「福島県地方労働委員会が管理する公文書の開示等に関する規程」を制定施行した。
平成6年4月1日	あっせん員候補者内規を改正し、あっせん員候補者を商工労政事務所長及び南会津行政事務所長から地方振興局商工労政県民部長及び南会津地方振興局企画振興部長に改めた。
平成6年12月2日	「福島県情報公開条例の規定に基づく公文書の開示等に関する事務決裁規程」を制定施行した。
平成7年4月1日	「福島県地方労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」を施行した。「福島県情報公開条例の規定に基づく公文書の開示等に関する事務決裁規程」を廃止し、新たに「公文書の開示及び個人情報の保護に関する事務決裁規程」を制定施行した。
平成9年4月1日	あっせん員候補者内規を改正し、あっせん員候補者を地方振興局商工労政県民部長及び南会津地方振興局企画振興部長から地方振興局商工県民部長に改めた。
平成12年4月21日	あっせん員候補者内規を改正し、事務局職員のあっせん員候補者に地労委事務局総務審査課の課長補佐を追加した。

平成13年4月1日	地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の委任を受けて、「福島県個別的労使関係調整委員会設置要綱」を施行し、サービスの提供を開始した。 同日、「福島県個別的労使関係調整員候補者の委嘱等に関する規程」を施行した。
平成14年4月1日	事務局規程を改正し、これまでの総務審査課、調整課の2課制を廃止し、新たに審査調整室を設け、その室に審査調整グループを設けた。 あっせん員候補者内規を改正し、事務局職員のあっせん員候補者は、事務局長、審査調整室長、審査調整グループリーダーに変更した。
平成15年4月1日	全庁的にF・F型行政組織が導入されるのに伴い事務局規程を改正し、審査調整室を廃止し、審査調整グループのみとした。 あっせん員候補者内規を改正し、事務局職員のあっせん員候補者は、審査調整室長から総括参事に、審査調整グループリーダーから審査調整グループ参事に、地方振興局商工県民部長から地方振興局企画商工部長に改めた。
平成16年3月1日	あっせん員候補者内規を改正し、あっせん員候補者の解任手続きを簡素化した。
平成16年4月1日	「福島県個別的労使関係調整要領」を施行した。
平成17年1月1日	労働組合法の一部改正により、「福島県地方労働委員会」の名称を「福島県労働委員会」に変更した。また、名称変更に伴い、関係規程等の一部を改正した。
平成17年2月22日	個別的労使関係調整制度における現地調整員候補者について、平成17年4月1日以降、当面、新たな委嘱を行わないこととした。
平成18年4月1日	「福島県労働委員会運営規則」、「福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則」、「福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則」、「福島県労働委員会事務局処務規程」を施行した。 施行に伴い「福島県労働委員会運営規程」、「福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規程」、「福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程」を平成18年3月31日付けで廃止した。
平成20年4月1日	全庁的な組織見直しに伴い、事務局規程を改正し、審査調整グループを廃止し、審査調整課を設けた。
平成21年4月28日	あっせん員候補者内規を改正し、事務局職員のあっせん員候補者に、副課長を追加した。
平成22年1月26日	「福島県個別的労使関係調整要領」を改正し、船員及び一部の公務員についても調整手続を利用できるものとした。
平成26年4月1日	あっせん員候補者内規を改正し、事務局職員のあっせん員候補者から、地方振興局企画商工部長を削除した。 特別職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、労働委員の報酬が月額制から月額日額併給制に移行することとなった（第42期委員から適用）。
平成26年11月19日	労働トラブルの未然防止を目的とした「ワークルール出前講座」を試行的に開始し、翌年4月21日に「ワークルール出前講座実施要領」を制定施行した。
平成27年9月29日	福島県個別的労使関係調整員候補者の委嘱等に関する規程を改正し、現地調整員候補者に係る規定を削除した。